

○ 児童虐待事案に係る報告要領について（通達）

平成28年12月27日少乙達第50号等  
石川県警察本部長から部課署長あて

- 対号1 平成18年10月10日付け少乙達第32号ほか「児童虐待事案の報告について（通達）」
- 対号2 平成19年6月1日付け少乙達第17号ほか「児童虐待事案にかかる報告様式の改正について（通達）」
- 対号3 平成20年3月17日付け少乙達第16号ほか「児童虐待事案にかかる報告様式の一部改正について（通達）」

標記の件については、対号に基づきその報告要領等を定めているものであるが、対号1通達の保存期間満了に伴い、児童虐待取扱時における報告要領等を下記のとおりとしたので、事務処理上遺憾のないようにされたい。

なお、対号1から3までについては廃止する。

記

1 児童虐待事案を取り扱った場合の報告様式

(1) 児童虐待事案（認知・検挙）報告書（別記様式第1号）

児童虐待事案の認知又は検挙の状況を警察署少年警察担当係（以下「担当係」という。）が記載すること。

(2) 児童虐待事案対応報告書（別記様式第2号）

ア 認知又は検挙した事案について、事後の対応状況、関係機関から入手把握した情報を記載すること。

イ 指揮伺をしたときは、幹部の決裁を受けた月日及びその内容、幹部の指揮に基づき必要な措置をとったときは、その月日及び措置の内容を記入すること。

(3) 児童虐待の防止等に関する法律（以下「児童虐待防止法」という。）第10条に基づく援助要請事案報告書（別記様式第3号）

ア 児童虐待防止法第10条に基づく、児童相談所長等からの警察署長への援助内容等を担当係が記載すること。

イ 同一事案について複数回の援助を求められた場合は、その都度作成すること。

ウ 下記の場合においても児童虐待防止法第10条に準じることとして対応すること。

(ア) 一時保護された児童の保護者が、同児童の引渡しを執拗に求めた場合

(イ) 児童虐待防止法第12条に基づき面会又は通信の制限を受けた保護者が、児童の面会等を執拗に求めた場合

(4) 児童虐待事案一覧表（別記様式第4号）

担当係が上記(1)から(3)の様式の書類を作成した場合、また警察本部少年課が担当係より前記書類の送付を受けた場合、それぞれにおいて記載すること。

2 児童虐待事案を取り扱った場合の報告

(1) 警察署における対応

児童虐待の認知若しくは検挙、又は児童虐待防止法第10条に基づく援助要請に応じて上記書類を速やかに作成し警察本部少年課に送付するほか、同写しを警察署強行捜査担当係に送付すること。

なお、援助要請事案については、児童相談所が作成する援助要請依頼書の写しも併せて警察本部少年課に送付すること。

(2) 警察本部における対応

担当係より別記様式第1号から同様式3号までの報告を受理した場合、捜査第一課にその写しを交付すること。

3 児童虐待事案関係者の転出又は転入の報告

(1) 管轄外の地域へ転出した場合

警察署において、過去に取り扱った児童虐待事案の関係者が管轄外へ転出したことが判明した場合、担当係は、速やかに別記様式第2号に転出状況等を記載して警察本部少年課へ送付すること。

(2) 他の都道府県から転入した場合

他の都道府県警察本部から、過去に取り扱った児童虐待事案の関係者が県内に転入した旨の連絡を受けた場合、警察本部少年課は、速やかに別記様式第1号に転入状況等を記載して転入先の住所を管轄する警察署に送付すること。

別記様式（略）